

## お引越時の手続きリスト

## 土曜引越センター

	手続きの種類	届け先	手続きの方法	チェック
約一週間前	住民移動・転出届	現住所の市町村役場	移転届及び転出証明書に記入します。届出人の印鑑が必要です。	
	国民健康保険 国民年金	現住所の市町村役場	国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑を持参します。(加入者のみ)	
	福祉関係 (乳児医療、児童手当 老人医療、敬老年金)	現住所の市町村役場	印鑑、転出証明を持参します。(受給者のみ)	
	印鑑登録	現住所の市町村役場	実印を持参します。代理人が手続きする場合は委任状が必要です。	
	不用品処分 大型ゴミ処分	現住所の市町村役場	地方により異なりますが、なるべく早めに連絡します。(有料の場合が多い。)	
	金融機関届	金融機関窓口	銀行は窓口で所定の用紙に記入します。クレジット・保険会社は電話にて報告し所定の用紙に記入します。銀行届出印が必要です。	
	電話の移転届	管轄のNTT	局番なしの116番又は0120-116-116に電話し、移転の申込をします。	
事前 (4~5日前)	郵便物の転送届	最寄の郵便局	移転用用紙に現住所、引越先の住所、転送を開始する年月日を記入し、押印します。(一年間転送してくれます)	
	水道・ガス・電気料金の精算	市町村の水道局 管轄のガス会社 管轄の電力会社	現住所の水道局・ガス会社・電力会社に電話にて引越日を連絡します。	
	水道・ガス・電気料金の申込	市町村の水道局 管轄のガス会社 管轄の電力会社	現住所の水道局・ガス会社・電力会社に電話にて引越日を連絡します。	
	ペット	現住所の市町村役場・保検所	印鑑、旧鑑札、予防接種済書を提出します。	
	新聞などの精算 (牛乳・米屋・酒屋)	現管轄の営業所	電話で連絡するか、配達人に伝えます。	
	転校届	引越先の学校	以前の学校でそろえてもらった書類を提出します。	
お引越後	住民票移動 転入届 印鑑登録	引越先の市町村役場	転出証明、届出人の印鑑、実印、母子手帳等を持参します。	
	国民健康保険 国民年金	引越先の市町村役場	国民年金手帳、国民健康保険証、印鑑を持参します。(加入者のみ)	
	福祉関係 (乳児医療、児童手当 老人医療、敬老年金)	引越先の市町村役場	所定の窓口で手続きが必要です。	
	運転免許証の 住所変更	引越先の警察署・ 運転免許センター	免許証、住民票を持参します。他都道府県の場合は写真が1枚必要です。	
	自動車(バイク)の 登録変更	引越先の陸運事務所	車庫証明、車検証、新住民票、実印、車(バイク)が必要。(転居後15日以内に手続き)	
	ペット	引越先の市町村役場・保検所	保健所に予防接種済書を持参します。	
	転宅挨拶 案内状		なるべく早めに送付します。	

※プリントアウトしてご利用下さい。